

淀川水系流域委員会 第3回環境・利用部会（2003.4.10開催）結果概要

03.5.15 庶務作成

開催日時：2003年4月10日（木） 13：30～16：30

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール

淡海7・8（全体会議・水質班）／淡海9（利用班）／淡海10（自然環境班）

参加者数：委員20名、他部会委員3名、河川管理者22名、一般傍聴者157名

1 決定事項

第4回部会（4/17）は全体会議とし、各検討班リーダーから報告頂く内容や検討班間で相互に関連する問題等について議論する。

2 審議の概要

今後の進め方について（全体会議）

部会長より説明があり、部会全体での今後の進め方等について確認された。意見交換の内容については「4 主な意見」を参照。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換（検討班別）

自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて資料2-2「論点に関する前回部会（3/27）での主な意見・やりとり内容」等をもとに委員間や河川管理者との意見交換が行われた。各班の意見交換の内容は「4 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取（検討班別）

- ・自然環境班：なし
- ・水 質 班：一般傍聴者1名より「水質調査におけるD0と深さの重要性」「水質協議会等への要望」に関して発言があった。
- ・利 用 班：一般傍聴者1名より「高水敷のグランド利用の現状」「河道内にある樹木の伐採の方針」「河川利用委員会の実態」に関して発言があった。

3 今後の予定

第4回環境・利用部会を4月17日（木）13:30～16:30に開催する。

4 主な意見

冒頭、全体で今後の議論の進め方等について確認が行われ、その後、自然環境、水質、利用の3つの検討班に別れて意見交換が行われた。

全体審議

今後の進め方について

- ・第20回委員会（4/21）では状況報告にとどめ、方向性提示をめざす。委員会後2回程度部

会を開催し、ダムを含めた新たな説明資料をもとに議論していきたい。

- ・今後、テーマ別部会と地域別部会はどのような関係で進んでいくのか。

テーマ別部会では全体的な考え方、あり方の議論を進めており、個々の流域における具体的方策について検討することは困難である。地域別部会ではテーマ別部会の全体を通しての考え方から、地域に応じた問題点を議論することになると思う。

4/17の運営会議にて、テーマ別部会と地域別部会をどのように進めていくのかについて、検討される予定。(庶務)

委員からの提出意見の取り扱いについて

- ・以前より、委員から説明資料(第1稿)に対する意見を提出しているが、提出した意見に対する評価が明らかにされていない。各委員の意見の対比等、整理をお願いしたい。

取り扱いについては、今後委員会等でも検討していきたい。(部会長)

自然環境班では部会の前に全ての意見を精読し、整理、検討を行い、その結果を具体的な資料として出している。(自然環境班リーダー)

検討班別審議

a. 自然環境班

リーダーより、資料2-1「『淀川河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』検討の論点について」の自然環境班の論点の部分に用いて説明が行われ、特に理念や大枠の考え方と具体策について議論を行うことが確認された。

<主な意見>

川が川をつくる理念について

- ・川の物理的な作用として、川が自然に流れて攪乱が起き、そこに生物の育まれる環境ができ、生物多様性が生まれる。やがて、そのような河川に人間が様々な思いを抱くことになるが、まずは、物理的な側面から、いくつかの段階にわけて整理して議論した方がよいのではないかと。

はっきりと区別して分けて議論するのは難しいのではないかと。全ての段階を含めて、1つとも考えられる。

物理的なモデル段階について分けて議論する時ためには、河口域をモデルにして議論すればわかりやすいのではないかと。河口域には、物理的要因によって干潟ができ、生息空間や浄化作用が形作られている。

- ・河川に流れる土砂量と水量が変化し、掘削が行われる。ダイナミックに変動する河川を許容する十分な河川空間が必要。また、なだらかな水辺移行帯も必要。「川が川をつくる」理念を実現できる可能性があるのは、広大な氾濫源と砂の供給がある木津川くらいではないかと。淀川では、人の手助けがかなり必要だが、生物が生息できる場所はつくっていきけるだろう。
- ・現に今、「川が川をつくっている」モデルがあれば、川の本来の姿理想的な場所として、

そこを守っていかなければならない。

- ・はじめから、理想的な箱物を完全に作り上げてしまおうとせず、最後の仕上げの部分は川に任せればよい。10年後、20年後つぶれてもかまわない。楠葉のワンドでは、ある程度まで工事して、あとはそのまま放ってある。現在、徐々に昔のワンドの雰囲気に戻りつつある。
- ・水位が上昇すると浅い水域が広がっていくような、緩やかな水辺移行帯が必要だ。
- ・川の原点は山にあるのではないか。2) 「川が川をつくる、という理念を実現する技術開発」として、森林の保全が必要だ。川に悪影響を与えない、むしろ川によい影響を与えるような森林の公益的広域的な森林機能の見直しが必要。
- ・普通種を保全することが、貴重種や絶滅危惧種の保全にもつながる。普通種が幅広く生息していけるような環境を保全するための改善策が必要だ。

琵琶湖のタナゴが減少し、タナゴが補食している藻類が増加してきている。タナゴの市場価値は低い、食物連鎖の中で役割を持っている。普通種を守ることが、生態系システム全体を守ることにつながる。
- ・人間の都合を優先して川に手を加えてきた結果、現在のような川ができあがってしまった。「川が川をつくる」とは、自然本来の姿を見極めながらやっっていこうということだと理解している。
- ・多自然型川づくりの反省が必要。
- ・人と川の係わりのタイムスケールを考えた場合、これまでに人間は川に手を加えてきており、これからも川に手を加えなければ住んでいけない。「川が川をつくる」、といっても条件付きの議論であることも忘れてはならない。完全に自由になることなど非現実的であり、再生能力を維持する、許容される範囲で変動する、ということではないか。
- ・人間の都合を優先して川に手を加えてきた結果、現在のような川ができあがってしまった。「川が川をつくる」とは、自然本来の姿を見極めながらやっっていこうということだと理解している。
- ・多自然型川づくりの反省が必要。

言葉の定義について：提言が目標としている「1960年代前半」とは？

- ・提言では、今後の河川整備にあたっては、1960年代前半を目標として強く意識することが重要だと提言しているが、これだけでは不十分。「人間や生物が許容できる範囲内で、ダイナミックに変化する川」というのがひとつの基準になる。実験を行って目標となる基準値を見つけていく必要がある。

単一の目標や指標を設定するのは大変難しい。モニタリングとフィードバックを実施して順応的に対応していけば、単一の目標や指標を示さなくても決めなくてもやっっていけるのではないかと考えている。(河川管理者)

ダム放流によって、流況変動を引き起こして、川のダイナミクスを取り戻せないか。いずれにせよ、モニタリングの技術開発と効果の検証(生物群集の多様性が向上しているか/生息域(habitat)の多様性が向上しているか/物理環境の多様性が

向上しているか)が必要。

モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある。

- ・19670年代の淀川左岸には約150個(?)のワンドがあった。せめて30~50個くらいは復元してほしいと思う。その際には、緩傾斜面のある水辺移行帯が必要。
- ・1960年代の川には確かにあった「生活のにおい」が、今は消えてしまった。無機質な川になってしまっている。

住民参加の反映について

- ・具体的な整備内容シート 環境-12 野洲川の河川形状の改善整備に関して。フローチャートを見ると、河川管理者が一方的に整備を進めていくように見える。住民参加など提言の理念が反映されていないのではないかと。もう少し、詳しく書くべき。

まだ検討すら行っていない段階である。「検討」から「実施」に移す段階で、委員会や住民に意見を聴いて実施していく。(河川管理者)

- ・本流域委員会は規模が大きすぎる。地先の具体的な整備内容に関しては、河川ごとに委員会を作り、そこに任せてはどうか。

モニタリングの計画、予算措置

- ・具体的な整備内容シート 環境-6 瀬田川の水辺再生整備に関して。スケジュールによれば、委員会に意見を聴く期間が半年程度となっている。これでは、モニタリングが実施できない。記載されている事業費には、モニタリングのコストは含まれているのか。

モニタリングのコストは含まれていない。別途必要になる。(河川管理者)

b. 水質班

資料2-1『淀川河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』検討の論点についての水質班の論点部分をもとに、河川管理者と意見交換が行われた。

環境の時代にふさわしい、河川管理のあり方について

<管理のあり方について>

- ・これからは施設整備よりも管理の時代であり、既存の施設をいかに有効に機能させるか、である。今後、河川局の仕事の一部として管理面がどの程度のウェイトを持つのか、また河川整備計画の中に入り得るのか。

そのような認識は持っており、管理のウェイトは高くなる傾向にある。(河川管理者)

- ・都市用水や環境用水のように量を流すことで質が良くなることもある。そういった観点に立てば、河川管理者が管理できる部分はかなりあるのではないかと。

環境基準も時代とともに調査項目や類型が増えてきている。環境基準をよりよいものにしていくこととどう違うのか。(河川管理者)

環境基準は河川法上の問題ではなく他の省庁が管理する基準値である。河川サイドと

して目的に応じた水質基準を設定することは可能ではないかと思っている。今後 25 年間も月に一度の測定で年平均値を出して環境基準値をチェックする水質管理を続けるのか。

< ポジティブな水質のマネジメントを >

- ・現在の行政の環境基準をもとにした調査データを見て、市民の実感として「本当かな」と思うことがある。計測の頻度、地点、調査項目など方法に問題があるのでは。新規の汚染物質に対してこれまでの水質管理は全て後追いだしたが、これからはポジティブな視点でモニタリング、規制、指導等の水質マネジメントを実現してほしい。

「ポジティブな水質管理」の具体的なところがわからない。おおもとの物理的環境（河川形状等）に対してポジティブに取り組むことで生態的環境が改善し、それによって水質も変化していくという働きかけはあると思うが、水質の監視をポジティブに、という意味が分からない。（河川管理者）

得られたデータをどこでどのように評価して使うかにかかわってくる。例えば、水質事故等を監視し、警報や予報などの情報を発信する等が考えられる。委員側では監視（モニタリング）をもっと広く捉えている。

< 住民のオーナーシップ意識の醸成 >

- ・河川へのアクセスを良くして、住民が川に親しむ機会が増えれば河川への関心が高まり、地域や住民自らが主役となって水質を含めた河川環境を守っていこうというオーナーシップの醸成が期待できる。そのような方向づけや仕組みづくりあるいは後押しするような取り組みを新しい制度の中で考えてもらいたい。水質だけを切り取って議論しても展望は開けない。また、流域委員会でも実現にむけた方向付けや課題等を示す必要がある。河川管理者だけでは難しい問題である。

水辺にふれあうためのアクセスの整備等は、河川管理者としてすぐに実施できる内容である。人々が集まり、川への関心が高まることで、水質への改善につながる可能性はあると思う。（河川管理者）

< 総合的な視点にたった水質管理 >

- ・今までの水質管理は縦割りではあっても必要に応じて最低限必要な部分は連携しあい、統合的水質管理がある程度機能してきた。しかし、環境ホルモン等の問題や、住民の水質に対する意識の高まりや連携は従来の管理のレベルを超えてきている。制度的、仕組み的により積極的な水質管理を位置づけることが今後の課題である。
- ・琵琶湖では、河川、農業、都市化等の問題が複合的に湖の水質に影響を与えている。これら複合的に起こる水質問題に、管轄を超え総合的に対応していくための新しい情報システムの構築、事業のあり方等に踏み込んでいく必要がある。

物質循環の前段階として水循環系が十分わかっていない。水循環系については省庁間での協力の動きも出てきているので、そこを把握することが物質循環の把握につながると考えている。（河川管理者）

- ・身近に流れる川の水質管理はどこもやっていないのが現状。川のそばに暮らす住民が異変に最も敏感である。物理化学分析、生物調査とあわせて住民の協力、参加を求めながら、

官民連携して総合的に管理することが望まれる。

- ・水質と生態系でのデータの把握をどこで区切るかという問題がある。整理、区分しながら、相互に連携していく必要がある。
- ・下水道の高度処理が川をきれいにするための大きな課題であり、合流式下水道の分流化、高度化等も視野に入れておくべきである。

下水道の高度処理は堤内地の問題ともからんでくる。道路からの汚濁排水など、環境の時代に汚濁浄化のコストを誰が負担するのかといったことが問題となるのではない。河川管理者は河川外の水質汚濁に対しても他の主体に文句が言えるよう、データと知見を持っておくことが必要である。

環境基準ではない、河川で保持すべき水質目標の設定について

- ・河川管理者として淀川水系を総合的に管理するための水質基準をつくった方がよい。数値以外のものも考えることが必要だ。
- ・行政的に達成せねばならない環境基準ではなく、住民の目視による情報を含めたわかりやすい指標を河川サイドの水質目標として提示できないか。

個人的な意見だが一定の水質悪化の範囲であれば自然浄化機能で回復できるのではない。回復できる範囲を超えた場合には何らかの支援が必要となり、それが目標といえる。また自然の浄化機能が働くよう、自然再生の手助けをすることも目標だと考えている。前回調査との比較による改善状況のチェックは最低限行っている。(河川管理者)

- ・せめてガイドライン的なものからでも始められないか。事例はある。

河川管理者「独自」の水質基準という点に疑問がある。我々が提案した指標が良ければ皆の水質目標となり、ひいては環境基準となるのではない。「独自」のものを持たなくてよいのではと考える。また、今は独自で基準を設定できる知見がない面もある。(河川管理者)

環境基準以外のことは認めない、という意味であり、基本的にこれまでの月1回の計測で良いということか。

数値自体が月1回の環境基準データであって、河川での観測頻度を落とすということではない。(河川管理者)

「独自」とは河川管理者が管轄外のことに對しても、リーダーシップを発揮してほしいということである。水質基準の設定や提案を外に向かって発信していく姿勢が必要である。

河川だけでやるには限界がある。しかし、説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではない。データを持ち寄り報告するだけではない、協議会の内容、性格が重要である。

基本的にデータの共有化からと考えている。協議会の中にとどまらず、情報を公開し、住民もふくめた多様な意味での専門家との情報共有を重視している。(河川管理者)

モニタリングの実施と展開について

< 目指すべき方向と可能性 >

- ・洪水、濁水時については、流域での統合的水量管理が行われているが、水質に関しては計測されてはいるがデータが統合化されていない。今ある河川情報を日々、短い単位で収集、管理するシステムが不可欠である。琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）でそのような管理が可能かどうか懸念している。
- ・河川環境の項目では、モニタリングを重視しているが、そこから踏み込んだつながりについては分かっていないところがある。ご教示願いたい。（河川管理者）

流域に整備されている光ファイバー網等を利用するなど、現在ある機能を活用し、データを集積管理するだけで時間方向の変化が見えてくる。月に1回調査する環境基準的なモニタリングから発想を変え、日々管理、監視することが大切である。同時に常時精度の高いデータを計測できる観測機器の設置を目指すことも必要である。

自動監視によるデータを1時間毎にHP等で公開するなどの取り組みはやり始めている。しかし、データの精度、項目の追加など技術的な部分で解決していくべき問題があり、当面公開できるデータは物理化学的なデータにとどまらざるを得ない。（河川管理者）

計測機器の精度は日進月歩で進歩しており、また安価になってきている。それらの計測機器を多量に設置することで点から面的な情報収集が可能となりつつある。それらの面的情報を発信することで各コミュニティが独自の情報を相対的、立体的にとらえることができ、行政的な政策と離れたところで社会と河川環境との関連性を広く長期的に捉えられる仕組みとなる可能性がある。また、多数の計測機器間の整合をとっていく必要が生まれ、その仕組みの中で技術的な問題解決も可能になるのではないかと。

- ・今後、水質のモニタリングや予測という観点に立てば、因果関係の追求のためにデータが求められるようになる。住民参加の観点からも、公定法で計測したデータでなくとも一定以上の精度があれば情報提供していく方向が出てきてもいいのではないかと。

< 水質を幅広く捉えるべき >

- ・水質を物理的、化学的に測れるものだけと捉えず、例えば、プランクトンのような水生生物については量だけでなく種のモニタリングも今後重要になってくる。水質というものを底質も含め、大きく捉え、常に対応できる基本的な姿勢が必要である。但し、種を網羅して記載するだけの発想では水質を総合的に捉えることはできない。

水生生物調査等を増やしてきてはいるが、物理化学的な調査と比べ生物化学的な調査頻度は少ない。調査の歴史も浅いため種の変化について判断し得るだけのデータが蓄積されていないのが実情である。（河川管理者）

< 人材育成の必要性 >

- ・モニタリングで欠けているのはソフトな部分、データを総合的に把握出来る人材である。河川管理者の中にそのような人材を育成すべきである。同時に分かりやすい形での情報公開を進め、外部の人材も巻き込むシステムづくりが望まれる。ハードの整備だけでは限界

がある。

そのような広い分野にわたる人材育成を国土交通省内で行うのは時間的にも難しい。その代わりとして、情報が外部の目にふれることが重要と考える。光ファイバー網の構築など面的な管理が可能となりつつある段階であり、河川管理者と外部との双方向での情報の共有化が重要になってくると思う。水質管理協議会もそのための1つのツールと考えている。(河川管理者)

物理、化学、生態すべてを見ることのできる人材の育成は難しいのでみんなで見ていく方向、情報の公開、共有が重要と考えている。(河川管理者)

感性として自然を総合的に見ることのできる人の育成は可能だと思う。デスクワークだけでなく、フィールドワークによって自然を理解し、管理できる人が必要である。

昔は現場主義だった。現場を見て歩くことの大切さは認識している。(河川管理者)

琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)について

- ・説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではないか。データを持ち寄り報告するだけではない、協議会の内容、性格が重要である。(再掲)
- ・洪水、濁水時については、流域での統合的水量管理が行われているが、水質に関しては計測されてはいるがデータが統合化されていない。今ある河川情報を日々、短い単位で収集、管理するシステムが不可欠である。琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)でそのような管理が可能かどうか懸念している。(再掲)
- ・広い分野にわたる人材育成を国土交通省内で行うのは時間的にも難しい。その代わりとして、情報が外部の目にふれることが重要と考える。光ファイバー網の構築など面的な管理が可能となりつつある段階であり、河川管理者と外部との双方向での情報の共有化が重要になってくると思う。水質管理協議会もそのための1つのツールと考えている。(河川管理者)(再掲)
- ・既存の活動機関との関係について役割分担等が発生するのではないかと判断しにくい。
- ・身近な河川は自治体が管理している。国はそれを繋ぎ、主導する立場となるべき。

水供給と水質

- ・河川管理者は上水道の水源の供給者としての責任を念頭において水質問題に取り組むべきである。
- ・河川法では水利権の付与に当たって水質に関する基準は設定されていないのか。上、下流では取水した水の質が異なる。下流では、浄水処理の項目にある物質は減少しているが、項目外の物質で増加しているものもあり、分かっていない物質が問題である。下流から「上流と同じ質の水が欲しい」と言われたらどうするのか。

濁水時にクレームがあった事例はあるが、これまでに平常では余り聞いたことがない。

(河川管理者)

今後、そのような事態が起こる可能性はある。

- ・循環利用の今、上・下流同じ負担が必要となる高度処理の時代となっていく。他の主体に河川サイドから「こうして欲しい」と言うためにも河川独自の水質基準は必要である。みんなが欲しい情報を提供し、市民をまきこんでいけばバックアップとなる援助がたくさん出てくるはずである。

従来実施してきた浄化対策の効果に対する具体的評価、B / Cの実施について

水質に関わる事業の評価について、実施はしてきたが模索の段階であり、個人的には、水質に関するB / Cの算出方法は定まっていないと認識している。(河川管理者)

悪水排除の事業所への立ち入り検査の実績について

流出元が河川区域以外の場合は調査に限界がある。河川管理者が事業所に立ち入り調査をすることはしていない。各府県の担当部局に原因調査の協力依頼をするが、十分な調査結果が公表されていないのが実情である。(河川管理者)

その他

- ・説明資料(第1稿)の4章河川整備の方針には地域住民と連携した流入総負荷量管理のための組織の設立、水質モニタリングの支援体制の確立等書かれているが、5章の具体の整備内容には明確には書かれていないところがある。方針として記載されている内容について今後どのように取り組まれるのか。河川管理者の発言に内容との落差を感じている。
5章では整備計画上の構成という意味で記載している。方向性は定まっているが、実現のための具体的なツールを河川管理者として十分持っていないのが現状であり、設立の検討からやっていくという記述にとどまらざるを得ない。(河川管理者)
- ・土砂の移動は物理、化学、生物的には水質の中に大きなウェイトを持たない。むしろ河川形状の維持の仕方等にかかわってくると思われる。

c . 利用班

リーダーより、資料 2-1「『淀川河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』検討の論点について」の利用班の論点の部分について説明、河川管理者から資料 2-4「舟運」について説明が行われ、意見交換が行われた。

高水敷利用(「本来堤内地にあるべきグラウンド等については長期的には堤内地へ移行する」提言の理念を実現するに当たって)

<自治体や住民との連携>

- ・グラウンド等の高水敷利用を積極的に推進している自治体に対し、「本来堤内地にあるべきグラウンドなどは堤内に戻す」と提言の内容を一方向的に押し付けるだけで良いのか。十分な話し合いと合意形成が必要である。
- ・流域委員会は、20、30年先のことを考え、自治体は、直近のことを考えている。もう少し将来のことを見据えて考えるように、社会全体に投げかけていくべきではないか。
- ・高水敷利用の存続を希望する利用者は社会全体のごく一部に過ぎない。社会全体の大半を占めるサイレントマジョリティとの合意形成も必要である。利用者とそれ以外の人たちの合意形成を経て初めて本当に理想的な高水敷利用が実現できるのではないか。
- ・第1稿に対する住民、自治体、委員会の意見を踏まえて改定すべきである。

第1稿に関しては住民説明会を行っている。第一稿に対する意見が住民、自治体から寄せられており、流域委員会からも意見がいただけるものと考えている。我々はそれを踏まえて第1稿を改定していく。(河川管理者)

<河川利用のあり方>

- ・河川利用に当たっての理念は「河川生態系と共存する利用」である。環境と共生できるグラウンド整備のあり方を検討して利用促進すればよいのではないか。
- ・グラウンドは本来堤内地にあるべきもので、今は堤外地に追いやられている。本来のあるべき堤内地に確保できるようプッシュしてやるべきである。高水敷にグラウンド的な整備をすると、外来種が増え河川環境が変わってしまう。
- ・河川環境再生のために高水敷を切り下げると現在の利用形態はおのずと変わるはずである。治水上問題なく高水敷の切り下げが可能な場所の案、切り下げの考え方を河川管理者は提示すべきである。
- ・利用面からの観点だけでは不十分である。本来の河川のあり方を踏まえた上で、高水敷利用のあり方を検討すべきである。
- ・議論を聞いていると、「河川を利用することが悪いことだ」と受け取った。しかし、そうではなく、利用の仕方が悪かったのであって、「利用」自体が悪いというわけではないはずである。(河川管理者)
- ・環境の保全と利用を両立させることが重要である。

<河川利用委員会について>

- ・ 利用委員会の実態が不明確である。委員会のあり方、人選・構成等をどうすべきか意見を出して欲しい。(リーダー)
- ・ 利用委員会は新設・更新については検討を行うようだが、既存施設の見直しはしないのか
 する。現在の施設は縮小するのが基本的なスタンスだが、今すぐというのは不可能である。また、新設とは、新たに作るものを、更新は、既に存在するものを指す。既に存在するものを更新する際には、利用委員会にかける、ということをしてここで述べている。(河川管理者)
- ・ 既にあるグラウンドを存続するかどうか、は利用委員会が判断するのか？
 いいえ。利用委員会から意見を聞いた上で、河川管理者が判断する。(河川管理者)
- ・ 利用委員会に河川管理者が委員として入るのか。
 河川管理者が意見を聴くための委員会であるので、河川管理者は入らない。(河川管理者)
- ・ 今後、提言の内容を実現する上で利用委員会が重要な役割を果たす。利用委員会という言葉だけが一人歩きしないように、利用委員会の趣旨、実体を河川管理者は早く明確にし、充実させることが重要である。
 まだ具体的にイメージは確定していない。次の稿には書きたいと考えている。是非、流域委員会から提案してほしい。(河川管理者)

舟運

- ・ 河川管理者の説明では整備中の船着場が閘門を挟んで上下流に分断されている。事業費等を考慮すると簡単に閘門を整備できないことは理解できるが、もし災害対策として整備するのであれば、本来は大阪湾と結ばれなくては意味が無いのではないか。また、閘門が整備されると現在は新淀川に流れていない河川水が閘門を通じて大阪湾にも流出し、周囲の環境にも影響が出るだろう。
 現状で大阪と京都を河道でつなぐ強いニーズがあるわけではない。舟運計画に関してもう少し検討したい。(河川管理者)
- ・ 航路のイメージがあまりに直線的すぎる。環境に配慮して瀬や淵を整備するといっている一方で、旧来どおりの文字通りの舟運用の水路を想定している点には疑問を感じる。もう少し河道内で蛇行させるなど変化をつけて、環境に配慮して欲しい。
 環境面への配慮は検討したい。横断形状の修復や河川環境の修復といった意味において、ワンドを修復するなどして、結果的に河川中央部の水深が深くなり、航路として利用出来れば良いのではないかという思いがある。(河川管理者)

漁業

- ・ 生態系が良好に保たれていないと漁業維持は出来ない。本当は漁業推進を環境維持活動に結び付けたいくらい。
- ・ 不要になった農業用水用の堰を取り壊すことは検討されないのか。

農業用水は環境用水としての性質もあり、農地がなくなったからといって即必要なくなるとは限らない。(河川管理者)

- ・ 堰の管理は農水省と国交省に権限がまたがっており、責任者が不明瞭で対応が難しい。他省庁との連携を検討して欲しい。
- ・ 第1稿に漁業についての項目がない。
具体的な方策がなかったので書いていない。河川環境を修復すれば、自然と漁業もよくなるだろうと考えていた。これから項目をおこす方向で検討中である。(河川管理者)

水域利用

- ・ 泳げる川・遊べる川ということに関して何か考えておられることはあるか?(リーダー)
河川形状の面からは、高水敷から低水路に対する分断を連続性に修復し、人間が水辺に近づきやすい川にしていく。水質の面からは、泳げるような水質に改善したいと考えている。(河川管理者)
- ・ 水面利用協議会の現状について説明をお願いしたい。(リーダー)
水面利用協議会は、基本的に水上オートバイに対する地元の苦情および河川管理者の問題意識により、地元自治体、警察、国土交通省等が参加する連絡協議会を立ち上げて3年目になる。水上オートバイの利用に関して地域制限を設定したり、水質等のモニタリングを続けたりしており、今後も続行したいと考えている。(河川管理者)
- ・ カヌーや手漕ぎボートは問題ないが、水上バイク等燃料に油を使うものは漁業の維持にはよくない。

水陸移行帯利用

- ・ 水陸移行帯は非常に貴重な空間であるとして、利用、保全、再生を行うべきであると提言しているが、水陸移行帯の整備計画、ゾーニング等に関して河川管理者の意見を伺いたい。(リーダー)
河川形状の横断的な連続性修復することは水陸移行帯の整備につながり、その点では提言と一致していると考えている。水陸移行帯に関して線引きすることは分断の発想であり、それは提言の趣旨に一致しないと考えている。(河川管理者)
- ・ 水陸移行帯を作ると現在のグラウンド利用ができなくなる。合意形成が必要である。
現在の実施計画では、グラウンドとして利用されている場所に水陸移行帯を整備する予定はなく、基本的に河川管理者が土砂置き場にしている場所や、荒地になっている場所を中心に整備する予定である。現在グラウンドとして利用されている場所については、利用者とのコンセンサスが取れた場所から高水敷の切り下げを行いたい。(河川管理者)
- ・ 説明シートのイメージ図を見ると水陸移行帯という名の公園整備をしようとしているように見える。水陸移行帯は植生をゾーニングしたり園路を作ったりと固定的な規定が

あるものではない。

説明シートのイメージ図は植物を人工的に植えるのではなく、高水敷を切り下げることによって環境が変化し、結果的にこういった植生になるのではないかという図である。また、単に自然のままに放置しておくだけでなく、場所によっては園路を整備し、人間が近づけるようにする整備もありうると考えている。(河川管理者)

堤外民地・不法占拠など

- ・ 高水敷が冠水しないから堤外民地・不法占拠の問題がある。自然のままの川ならば本来起こりえない問題ではないか。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。